

動 向 解 析

農業研修の動向と今後の課題

江川 章

1. はじめに

農外からの新規就農希望者の増加を背景に、近年では営農技術を習得するための農業研修の体制整備が進んでいる。就農希望者は農業研修によって技能向上を図ることはもちろん、研修期間中に農地や住宅などの現場情報を収集することができるなど、農業研修は新規就農の入り口対策として重要な機能を有している。

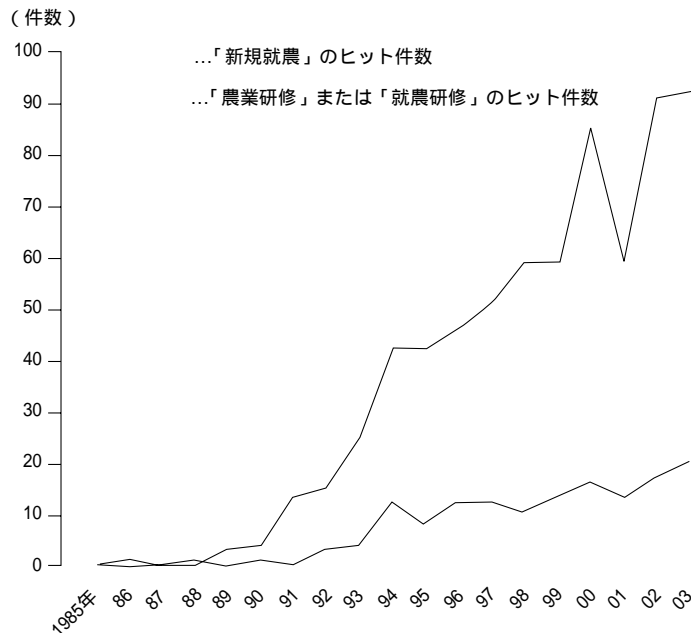
本稿では、近年における農業研修の動向とその実施状況を分析し、新規就農に向けた農業研修のあり方について検討することを目的とする。構成内容は下記のとおりである。まず、2では、道府県における農業研修への取り組みを概観したうえで、新規参入者に対するアンケート調査から農業研修の内容を分析する。次に、3では公的部門と民間部門それぞれの農業研修の実態をケーススタディによって明らかにする。最後に4では、農業研修における今後の課題を示す。

2. 農業研修に関する動向とその内容

(1) 農業研修の取り組みの動き

農業研修は90年代に入ってから新規就農の入り口対策として注目を集めるようになった。第1図は、新聞記事の見出し語検索によって、「新規就農」と「農業研修」(または「就農研修」)のヒット件数の推移をみたものである。いずれも90年代以降で登場回数が多くなっている。「農業研修」(または「就農研修」)は、「新規就農」の伸びほど大きくはないが、94年以降は毎年コンスタントに新聞紙上にあがっている。

また、新規就農対策に取り組む道府県数を内容別に整理したものが第1表である。何らかの対策がある地域は、95年度の32道府県から01年度の44道府県へと増加している。その内訳をみると、就農相談と営農技術支援の増加が大きい。なかでも営農技術支援のうち研修体制の整備に取り組む地域は01年度で36道府県(81.8%)に達している。農業研修は新規就農対策の柱となっていることが確認できる。



第1図 新聞記事の見出し語検索によるヒット件数 (1985～2003年)

資料：日経テレコン21 (<http://telecom21.nikkei.co.jp/nt21/service/>) にアクセスし (2004年7月12日)、新聞記事データベースの見出し語検索を行って整理したものである。

注(1) 対象とした新聞は、日経4紙・朝日・毎日・読売・産経の中央紙，地方紙19紙，日本農業新聞である。

(2) 「農業研修」または「就農研修」の見出し語検索では，外国人を対象とした研修を除いている。

第1表 新規就農対策の内容別の道府県数

(単位：道府県，%)

区分		1995年度	2001年度
		32道府県 (%)	44道府県 (%)
就農相談	相談・PR活動	5 (15.6)	16 (36.4)
	研修体制の整備	9 (28.1)	36 (81.8)
営農技術支援	研修資金の支給・貸与	21 (65.6)	12 (27.3)
	指導体制整備	8 (25.0)	10 (22.7)
資金支援	資金貸与・助成	5 (15.6)	8 (18.2)
	利子補給	3 (9.4)	2 (4.5)
	奨励金支給	3 (9.4)	2 (4.5)
	研修資金等の償還免除・助成	11 (34.4)	13 (29.5)
農地・機械支援	農地購入費・借地料助成	4 (12.5)	10 (22.7)
	機械・施設の助成	6 (18.8)	6 (13.6)
	農地・機械等のリース	9 (28.1)	11 (25.0)
住宅支援	住宅家賃等の助成	4 (12.5)	5 (11.4)

資料：1995年度は，時事通信社「官庁速報」(1995年11月21日)に掲載された道府県の新規参入対策一覧表を筆者が分類・集計して作成。なお，一覧表の調査は全国の都道府県を対象として時事通信社が独自に行ったものである。2001年度は，全国新規就農相談センター「新規就農者受け入れ支援情報 都道府県・市町村受け入れ支援措置」(2002年1月)のデータを筆者が分類・集計して作成。

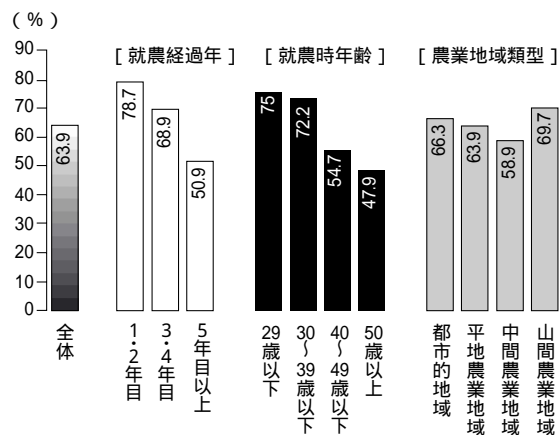
(2) 農業研修の受講状況とその内容

さらに農業研修の実態をみるために、ここでは「新規就農者（新規参入者）の就農実態に関するアンケート調査」（2002年3月）のデータを用いて、新規参入者の農業研修の受講状況や研修内容を分析する。本調査は全国新規就農相談センターが調査を実施し、筆者が分析を担当したものである。調査対象者の1,538人に対し413人の回答が得られ、回収率は26.9%であった。

まず、農業研修の受講率を第2図で確認すると、全体では過半となる63.9%が研修を受けている。受講率を各指標ごとにみると、就農経過年

別では近年就農した者ほど、就農時年齢別では若年層ほど受講率が高い。農業地域類型別では山間農業地域の割合がやや高いものの、類型間に大きな違いはない。これらのことから、近年では若年者を対象とする研修制度が整備されていることがわかる。

また、農業研修の研修先とその選択理由を第2表でみると、民間部門の農家・農業生産法人が68.2%、農業関連機関の市町村・農協・農業大学校が22.0%であり、農業研修は民間部門が主導している。これら研修先を選択した理由について、全体では「実践的経営や技術が学べる」が42.0%と高く、農業研修に対しては実践性が重視されていることが確認できる。研修先別に実践性以外の選択理由をみると、農家・農業生産法人では「希望作目の研修ができる」と「研修先の人柄が良かった」、市町村・農協・農業大学校では「研修制度が充実していた」および「人に勧められた」の割合が高いことが特徴的である。研修先として前者を選択する者は希望作目の存在、後者では研修体制に着目していることがわ



第2図 農業研修の受講率

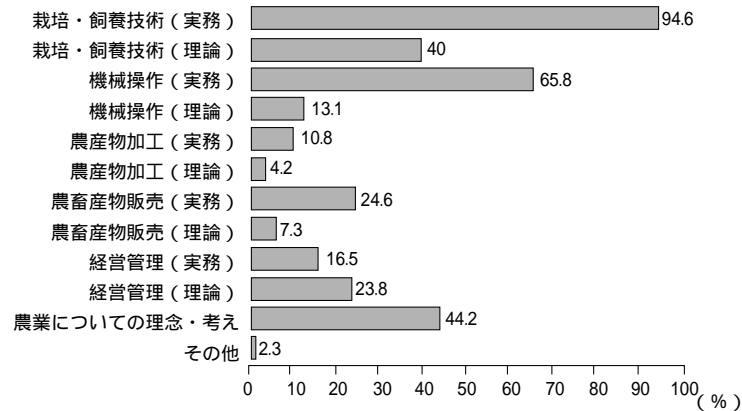
資料：全国新規就農相談センター「新規就農者（新規参入者）の就農実態に関する調査結果」のデータをもとに集計。
注：本設問の回答数（母数）は413人である。

第2表 農業研修の研修先とその選択理由

区分	割合 (A)	研修先の選択理由 (Aを100とした場合の内訳/複数回答)							
		実践的経営や技術が学べる	希望作目の研修ができる	人に勧められた	研修先の人柄が良かった	研修制度が充実していた	実家に近い	福利厚生が充実していた	その他
		全体	100.0	42.0	39.6	29.0	15.7	10.2	7.5
農家・農業生産法人	68.2	41.4	47.7	32.8	20.7	5.7	8.6	0.6	15.5
市町村・農協・農業大学校	22.0	42.9	19.6	23.2	1.8	23.2	5.4	1.8	26.8
その他	9.8	44.0	28.0	16.0	12.0	12.0	4.0	-	28.0

資料：第2図に同じ。

注：本設問の回答数（母数）は255人である。



第3図 農業研修の内容

資料：第2図に同じ。

注：本設問の回答数（母数）は260人である。

かる。

第3図には受講した農業研修の内容を示している。最も高い割合を示すのは、「栽培・飼養技術（実務）」であり、この研修は94.6%が受講している。次いで、「機械操作（実務）」が65.8%、「農業についての理念・考え方」が44.2%、「栽培・飼養技術（理論）」が40.0%である。研修先の選択理由で実践性が重視されているように、栽培・飼養や機械操作の実務研修の割合が高いという特徴がみられる。

以上の農業研修によって就農に必要な全般的知識を習得できたと回答した者は全体の7割である。この割合を各項目別に第3表で整理している。高学歴で研修時年齢が若く、研修期間が長い者、さらに農家・農業生産法人で研修を受けた者の割合が高い。なかでも、研修時年齢は全般的

第3表 農業研修によって全般的知識を習得した者の割合

項目名	カテゴリー	割合 (%)	全般的知識 習得との 独立性検定 (p値)	
最終学歴	中学・高校	61.2	0.0701	
	短大・農業大学校	66.7		
	大学・大学院	76.2		
研修時年齢	29歳以下	73.4	*0.0272	
	30～39歳	76.8		
	40歳以上	58.6		
研修先	農家・農業生産法人	74.0	0.1937	
	農業関連機関	61.1		
	その他	69.6		
研修期間	1年未満	63.5	0.2147	
	1～2年未満	70.3		
	2年以上	76.8		
研修時期	1994年以前	69.8	0.8067	
	1995-96年	72.5		
	1997-98年	67.1		
	1999年以降	74.0		
研修内容	栽培飼養	受けた	71.6	0.1413
		受けていない	50.0	
	機械操作	受けた	75.5	*0.0272
		受けていない	62.1	
	加工	受けた	89.3	*0.0219
		受けていない	68.3	
	販売	受けた	85.2	**0.0041
受けていない		65.9		
経営管理	受けた	95.2	**0.0001	
	受けていない	65.7		
経営理念	受けた	82.4	**0.0004	
	受けていない	61.6		

資料：第2図に同じ。

注：1) 図中の割合は、「学べた」と「概ね学べた」を合計した割合。

2) p値は、全般的知識の習得と各項目との独立性の検定を行った時の有意差判定確率であり、*、**はそれぞれ1%、5%で有意であることを示す。

知識の習得状況との関連が強くなっている。また、各研修内容は、概ね習得状況との関連がみられ、特に販売や経営管理、経営理念に関する研修が有意である。農業研修を効果的に行うには研修対象者を若年層とすること、また農業生産に関する研修だけではなく、経営管理などの研修も重要であることを示している。

3. 農業研修の実施主体とその取り組み実態

(1) 農業研修の目的と研修実施主体

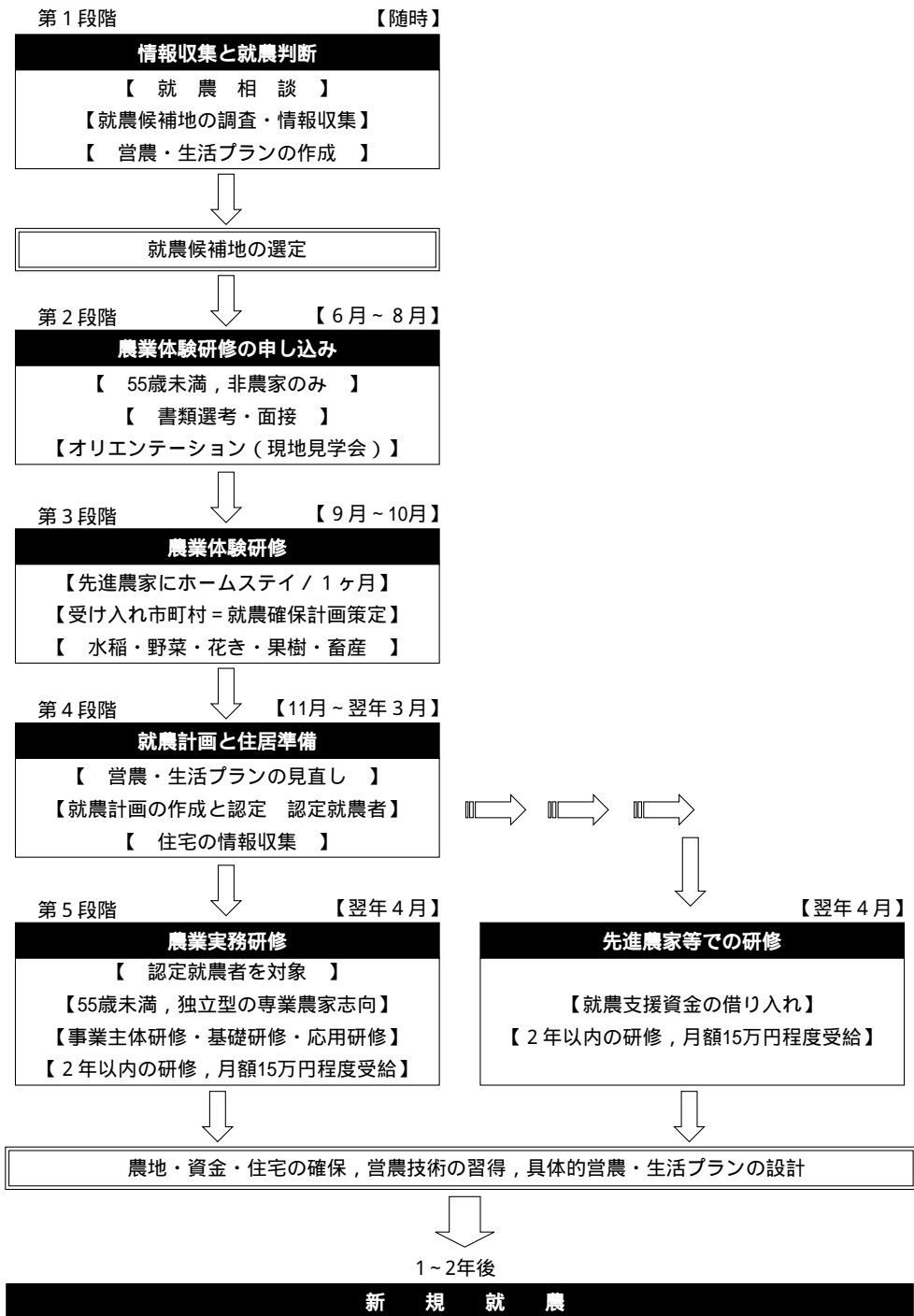
研修の意味は「その方面に必要な知識・技能を確実に身に付けるため、特別な勉強や実習をすること」(新明解国語辞典・第五版)なので、研修は何らかの意図や目的があって行われるものである。その一つには、民間部門でみられる雇用者確保が挙げられる。たとえば、農業法人の場合は経営展開(経営多角化)を図るため外部から人材を採用している。近年進行する販売部門の拡充は、消費動向の把握や製品・価格戦略の分析などのマーケティングに関する専門的スキルを必要とする。そのようなスキルを有する人材を農村内部から調達できない場合は外部の人材が求められ、従業員教育として農業研修が行われる⁽¹⁾。もう一つには、民間部門および農業関連機関でみられる独立就農者の育成がある。ここでは経営者教育や独立就農に必要な経営資源に関する支援が実施される。

本稿では新規就農に向けた農業研修を考察対象としているので、以下では後者の取り組みについてケーススタディを行う。事例としたのは、県や市町村の公的部門が体系的な研修体制を整備している岡山県と、民間部門の三つの事例である。民間部門に関しては、個別農家が受け入れ主体となって経営戦略の一環として新規参入者を育成しているケース(A 農園/長野県)、受け入れ主体は個別農家だが、集団的な研修を実施して地域外に就農させているケース(B 農園/栃木県)、農業法人で就農希望者を受け入れて独立させるとともに、短期の農業研修も実施しているケース(C 農園/熊本県)を取り上げている。

(2) 公的部門における農業研修の取り組み 岡山県のケーススタディ

岡山県は国に先んじて1979年度の「新規就農対策事業」から農業研修を行っており、98年度からは「担い手確保育成緊急対策事業」に取り組み、新規就農者確保計画の策定や就農相談、農業研修を実施している。このうち柱となっているのは、体験型から実務型へと段階を踏む農業研修(新規就農研修事業)である。

岡山県における農業研修には農外からの新規参入者だけに実施される農業体験研修と、本格的に就農を目指す者を対象とした農業実務研修がある。前者の研修では、新規参入者は農家に1か月ホームステイしながら農業体験をする。研修費用はかからないが、滞在期間の実費は新規参入者が負担する。他方、後者の研修では、将来就農を予定している者が1~2年の長期に渡って、実践的に農業を学ぶ⁽²⁾。この農業実務研修の最大の特徴は、研修期間中に月額15万円程度を研修生に支給することであり、収入が少ない(もしくはほとんどない)就農希望者にとってメリットが大きい。



第4図 岡山県における新規就農までの流れ

資料：岡山県資料より作成。

注：各段階の年月は標準的なものを示しているため、全てが同じスケジュールで進むわけではない。

なお、近年では、上記の研修以外にも社会人就農研修（1999年）や聴講生制度（1991年）、サンデー就農塾（2002年）といった幅広い層を対象にした研修制度が設けられている⁽³⁾。農業・農村に対する多様なニーズを取り込みながら、本格的な新規就農者の育成も行うところに岡山県の農業研修の特徴がある。

農業体験研修と農業実務研修の詳細をみておこう。第4図には、新規就農までの流れを示している。本図には就農に至るまで5段階のプロセスがある。まず、第1段階では、新規就農者は就農相談を通じて、就農候補地の調査・情報収集を行うとともに、おおよその営農・生活プランを作成する。これをもとに就農候補地の選定を行い、第2段階で農業体験研修を申し込む。申し込みができるのは、55歳未満の非農家のみであり、書類選考・面接・オリエンテーション（現地見学会）を経て、農業体験研修を受けることとなる。

第3段階の農業体験研修において、就農希望者は候補地の先進農家に1か月間ホームステイし、この間、農作業に従事しながら、農業と農村での暮らしを肌で感じるようになる。この研修によって就農意欲が高まった者は第4段階に進み、逆に、農業が合わないと思った者は研修終了後にドロップアウトする。なお、研修地は新規就農者確保計画を策定している市町村であり、それは将来の就農候補地ともなる。したがって、この研修は将来的な就農の可否を判断させるという意味も持っている。

第4段階では、農業体験研修を踏まえて、就農希望者は営農・生活プランを見直し、就農計画を作成して認定就農者となる。また、認定就農者になれば、国の就農支援資金の借入も可能なので、それをもとに先進農家で研修を受けることも可能である⁽⁴⁾。最後の第5段階では、55歳未満で独立型の専業農家の育成を主眼とした農業実務研修が行われる⁽⁵⁾。その後、第5段階を経て、就農希望者は農地・技術・資金・住宅等の経営・生活資源を確保して就農する。第1段階から就農までを通算すると、約3年かかることとなる。

以上のような農業研修を受けた研修生の動向を1993～2002年度の合計で見ると、農業体験研修生（190人） 農業実務研修生（98人） 就農（65人）となっており、3人に1人が就農を実現している。このような段階的な就農は、就農者自身が探索コストを節約できるとともに、受け入れ側にとっても望ましい人材を絞り込むことが可能となる。農業研修を基軸に非農家が徐々に農業へ接近する岡山県の仕組みは効果的な研修制度だといえよう。

（3）民間部門における農業研修の取り組み

民間部門の農業研修の取り組みを第4表に示している。企業形態・研修体制・独立形態のタイプから各事例を分類すると、A農園は家族経営・個人研修・のれん分け型、B農園は家族経営・集団研修・スピンオフ型、C農園は法人経営・集団研修・スピンオフ型となる。個人研修の場合はマンツーマンの濃密な研修ができるが、研修負担は大きくなる。他方、集団研修の場合は研修を分担し得るが、その体制を整備しなければならない。このような相違があるものの、いずれも研修の実施主体が同時に経営主体であるため、OJTを軸とした研修が行われている。事例から下記のような特徴を指摘することができる。

第4表 民間部門における農業研修と独立支援の内容

実施主体		A農園	B農園	C農園
企業形態		家族経営	家族経営	法人経営
タイプ		個人研修	集団研修	集団研修
目的と取り組み		・独立後の就農者とともに、農業生産法人の設立を計画。 ・研修生を受け入れるために規模拡大。	・ボランティアな独立就農者の育成。	・ボランティアな独立就農者の育成。 ・研修実施のために多角化や法人化。
経営・研修部門		野菜	有機野菜	野菜生産・農産加工・観光農園
方法		OJT	OJT + 集団討議	OJT + 夜間座学
内容		営農技術 経営管理	営農技術 販売管理	営農技術 農産加工
期間		1～3年	原則2年	1年
手当		原則なし。 食費無料。	月額1.5万円。 食費無料。	研修開始1か月目なし。 .2か月目から月額6万円を支給。
宿泊施設		なし(住み込み可)	あり(無料)	あり(無料)
独立方法		のれん分け	スピノフ	スピノフ
就農先		地域内	限定なし	限定なし
支援内容		機械の無料貸付、地主との農地調整、販売先紹介。	独立時に必要なノウハウの指導、奨励金支給。	法人名義の農地・機械・施設等を貸与、農業者のネットワークを活用。

資料：調査ヒアリングによる。

第1に、研修と受け入れ側の経営とは相互規定的だということである。まず、経営が研修に与える効果をみると、実践的な研修の場を提供することが挙げられる。事例では営農技術をはじめ販売や経営管理に至るまでの研修が可能となっている。ここに民間部門における研修の強みがみられる。他方、研修は経営に対して、研修生＝追加的労働力に見合う規模や組織を要求する。それはA農園では規模拡大、C農園では経営の法人化や多角化に現れている。また短期間で研修生を独立させるために経営者には指導能力が求められる。なお、事例では起きていないが、研修中の事故（研修生のケガや営農技術が未熟なために研修生が経営に損害をもたらすなど）にも備えなければならない。こういったリスク対策も含めて、研修への取り組みは受け入れ側に量的・質的变化をもたらすものだといえる。

第2に、独立に際して新規参入者を多面的に支援していることである。一つは、機械や農地、資金等の経営資源を貸与することが挙げられる。もう一つは経営資源の確保に当たって、研修実施主体が地域からの信頼やネットワークを活用して支援することである。これは、新規参入者と地主との間に入って農地確保を支援するA農園の事例、農業者のネットワークによって地域外での独立支援を行うC農園の事例でみられる。民間部門は、経営主や地元住民、農業者などを持ち、それぞれを独立支援に活かしているのである。

第3に、研修実施主体の支援目的は新規参入者の独立形態に影響を及ぼしている。A農園は農業生産法人の設立を構想しているため、のれん分けによって独立後も新規参入者と

の関係を保持する。したがって就農先は地域内に限定される。一方、B 農園や C 農園はボランティアに支援することが目的となっている。独立した新規参入者の経営に関与しないので就農先を限定していない。後者のように就農先が広域であることは公的部門にはみられない特徴である。

4．おわりに

以上みてきたように、近年は若手を対象とした農業研修が整備されている。農業研修では実践性が重視され、栽培・飼養などの農業生産に関する研修の受講割合が高い。さらに、就農に必要な全般的技術の向上には、販売や経営管理の研修が効果的である。このような農業研修を就農につなげていくには、第1に、岡山県でみられたように、就農希望者を幅広く取り込みながら、段階的な就農を実現させる研修制度が有効である。第2に、研修と経営の場が一致し、実践的な研修を実施する民間部門の役割が重要だといえる。

しかし、いずれの形態においても研修に伴う費用や労力、リスクの負担は大きい。今後は、これらの負担や受け入れ責任を分担したうえで、公的部門と民間部門が協力した研修体制が必要となる。たとえば、公的部門が研修施設の建設などのハード面を支援し、民間部門が研修指導のソフト面を受け持つことが挙げられる。

さらに、研修を実施するうえでの基礎的な条件整備として、研修生の身分保証や契約問題への対応も残されている。

それは研修生の身分保証や契約問題である。これは、研修費用の負担問題と関連している。労働者としてまだ一人前ではない研修生に対する指導には、受け入れ側の負担が必要である。一方、研修生は労務提供を行っているが貢献は小さい。これらを相殺するような双務契約が成立すれば、研修手当を含めた費用を抑えることが可能となる。しかし、双務契約は公共職業訓練以外では適用されない。したがって現状は、完全な労働契約として研修生の身分を保証し、受け入れ側が賃金としてコストを負担するか、労働契約ではないとして本来与えるべき労働者保護が適用されないか、どちらかのケースになる⁽⁶⁾。実際のところ、研修生は事故等が起きた場合の対応に問題を抱えており、トラブルに発展するケースもみられる。したがって、の方向が望ましいが、受け入れ側の負担は大きくなる。そこで、今後は研修プログラムを具備し、指導能力のある民間部門を研修機関と正式に位置づけ、積極的な政策支援を行っていくことが重要だと考える⁽⁷⁾。そのためには、まず指導者自身を養成する仕組みが必要であろう。

注(1) 迫田氏は、農業法人が家族外に経営の継承者を求めるケースとして、人材獲得によって積極的な経営発展を目指すケース、企業化や経営発展の過度の重視には懐疑的だが、農業＝選択した職業という考えを重視するケース、切迫した理由(農業後継者がいない等)で家族外の継承者を求めるケースを挙げている(迫田登穂『稲作法人の経営展開と人材育成』農林統計協会、2004年、167～169ページ)。

(2) 農業実務研修の対象者には、新規参入者のほかにUターン等の農家出身者も含まれる。ただし、その場合は両親等の経営から分離・独立し、新たな作目で就農することが条件であり、自家農業をそのまま継承する者は対象

となっていない。

- (3) 社会人就農研修は、農業大学の授業を自由に選択できる研修制度であり、20～30日間で行われる。対象者の限定はなく、研修費は無料である。聴講生制度は65歳未満の就農を目的とする者を対象とし、農業大学で40日間行われる研修である。教材費を除いて研修費はかからない。また、サンデー就農塾は、対象者を限定せず、農業基礎（5日間）と農作業実践研修（1泊2日）を行う制度である、以上の研修は対象者の範囲が広いいため、農業の間口を広げる役割を担っている。それぞれの研修実績は2002年度で社会人就農研修が4人、聴講生制度が26人、サンデー就農塾が36人となっている。
- (4) 償還義務のない支給金制度を有する農業実務研修があるため、就農支援資金をもとに、先進農家等で行う研修の実績は少ない。
- (5) 非農家の新規参入者が農業実務研修を受けるには、第3段階を経て、第4段階の認定就農者となることが条件であるが、農家子弟のUターン就農者は、第4段階から参加して認定就農者になれば第5段階に進むことができる。
- (6) この問題に関しては、濱口桂一郎『『研修生』契約は労働契約に該当するか ユーロピアノ事件』『ジュリスト』No.1267, 2004年5.1-15合併号, 204～206ページを参照。
- (7) 研修体制を整備した農業法人への支援事業は、2001年度補正予算から始まっている。具体的には、研修プログラムを具備し、研修生と雇用・研修契約を結んだ農業法人に対し、研修生1人当たり11.2万円/月（期間は9ヶ月）を助成する制度である。この事業によって、研修生は計画的な技術研修と身分保証を受けることができ、農業法人にとっても将来的な人材確保を図ることが可能となる。ただし、当該年度では1法人につき研修生1人のみで合計60法人に限定され、予算規模も総額8千万程度である。